明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第三・三条　危険度に応じた管理手法

1　日本国とオーストラリアとの間で取引される物品の通関を容易にするため、両締約国政府の税関当局は、引き続き危険度に応じた管理手法を用い、及び危険度に応じた管理手法に関する技術の向上を促進する。

2　両締約国政府の税関当局は、危険度に応じた管理手法に関する技術その他の取締りのための技術に関して情報（最良の慣行を含む。）を交換する。

第三・四条　事前教示

1　基本協定第四・五条（税関手続―事前教示）2の規定の適用上、事前の教示に係る手続は、次のことを確保するものとする。

(a)　事前の教示の申請に係る要件（提供する情報及び申請の様式を含む。）が公に利用可能であること。

(b)　輸入締約国政府の税関当局が、事前の教示の申請を評価する過程において、いつでも、その評価に必要と認められる情報を提供するよう申請者に要請することができること。

(c)　事前の教示が、申請者が提示する事実及び状況並びに事前の教示について責任を有する税関職員が保有するその他の関連情報に基づくものであること。

(d)　輸入締約国政府の税関当局が、全ての必要な情報を伴った申請を受領した日から三十日以内（関税評価に係るものについては九十日以内）に事前の教示を行うよう努めること及び当該三十日又は当該九十日の期間内に事前の教示を行うことができない場合には申請者に対しその旨の通報を行うこと。

(e)　事前の教示が、書面により行われ、かつ、当該教示の理由を含むこと。

(f)　事前の教示を使用する条件（その有効期間等）について定めること。

2　基本協定第四・五条（税関手続―事前教示）4の規定の適用上、輸入締約国政府の税関当局は、次の場合には、既に行われた事前の教示を修正し、又は撤回することができる。

(a)　当該事前の教示が誤った事実に基づいて行われた場合又は当該事前の教示の申請者が全ての関連する情報の提供を行わなかった場合

(b)　当該事前の教示がその根拠とした法令、事実又は状況に変更が生じた場合

(c)　当該事前の教示が行われた後に、当該事前の教示に関する手続につき、当該事前の教示に影響を及ぼす変更が生じた場合。ただし、当該変更が基本協定及びこの取極の規定（特に1に規定する要件）に反しない場合に限る。

(d)　当該事前の教示が行われた後に、事前の教示に影響を及ぼす基本協定又はこの取極の改正が行われた場合

(e)　輸入締約国政府の税関当局が、当該事前の教示を修正し、又は撤回するに足りる他の合理的な理由を有する場合

第三・五条　不法な取引の取締り

1　両締約国政府は、各締約国政府の税関当局の権限及び利用可能な資源の範囲内で、次の事項の取締りに関して、協力し、及び情報を交換する。

(a)　不正な薬物その他の禁制品の取引

(b)　規制物品の不法な取引

2　両締約国政府は、不正な薬物その他の禁制品の取引への対応のため、関税協力理事会の下での地域的な協力を促進するよう努める。

第三・六条　知的財産権

両締約国政府の税関当局は、それぞれの権限及び利用可能な資源の範囲内で、基本協定第十六・十八条（知的財産―国境措置に係る権利行使）の規定に基づく国境措置の適用に当たり、協力し、及び情報を交換する。

第三・七条　情報の交換及び秘密性

1　いずれの締約国政府も、自国の関税法令に従って当該締約国政府の税関当局の職務を遂行する場合又は情報を提供した税関当局の同意がある場合を除くほか、この章の規定に従って提供される情報を使用し、又は開示してはならない。

2　一方の締約国政府は、秘密性の保持又は情報の使用目的の制限に関し、自己が要請する保証を他方の締約国政府から得ることができない場合には、当該他方の締約国政府に提供する情報を限定することができる。

3　情報を要請する一方の締約国政府は、同様の要請が他方の締約国政府により行われたならば応ずることができない場合には、自己の要請においてその事実について注意を喚起する。当該要請に応ずるか否かについては、当該他方の締約国政府の裁量に委ねられる。

4　この章の規定に従って一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供される情報については、当該他方の締約国政府は、裁判所又は裁判官が行う刑事手続において使用してはならない。ただし、当該他方の締約国政府が当該情報を提供した税関当局の書面による事前の同意を得ている場合は、この限りでない。

5　4の規定は、一方の締約国政府が、外交上の経路又は他方の締約国政府の国内法令に従って設けられたその他の経路を通じて、4に規定する情報に係る要請を、当該他方の締約国政府に提出することを妨げるものではない。

6　この条の規定は、情報を入手した税関当局が属する締約国政府の国内法令により必要とされる限度において、この章の規定に従って提供された情報が使用され、又は開示されることを妨げるものではない。当該税関当局は、可能な限り、情報を提供した税関当局に対し、その開示について事前に通報する。

7　両締約国政府は、次の場合には、この章の規定に従って情報を提供することを拒否することができる。

(a)　自国の主権、公の秩序、安全その他の重大な利益を害するおそれがある場合

(b)　正当な産業上、商業上若しくは職業上の利益に反し、又は当該利益を害することとなる場合

(c)　被要請締約国政府の国内法令に反する場合

(d)　法令の実施を妨げる場合

第四章　最終規定

第四・一条　実施

この取極は、両締約国政府により、基本協定及び両締約国において効力を有する国内法令に従い、実施される。

第四・二条　効力発生

この取極は、基本協定の効力発生の時に効力を生じ、基本協定が有効である限り効力を有する。

第四・三条　改正

この取極は、両締約国政府の書面による合意により改正することができる。両締約国政府は、いずれかの締約国政府の要請に基づき、この取極の改正について相互に協議する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの取極に署名した。

二千十四年七月八日にキャンベラで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
安倍晋三

オーストラリア政府のために
トニー・アボット

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部三、三六〇円（本体三、一二〇円）　（配送料別）